

「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正案」及び「電気用品の範囲等の解釈についての一部改正案」に対する意見募集の結果について

令和3年12月28日
経済産業省
産業保安グループ
製品安全課

令和3年11月10日付けで「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正案」及び「電気用品の範囲等の解釈についての一部改正案」に対する意見募集を行いましたところ、4件の御意見をいただきました。

寄せられた御意見と、これに対する考え方をとりまとめましたので、公表いたします。

皆様方の御協力に深く感謝申し上げます。

<意見募集結果>

1. パブリックコメント実施方法

- ・意見募集期間：令和3年11月10日（水）～令和3年12月9日（木）
- ・実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び経済産業省 HP に掲載
- ・意見提出方法：電子メール、FAX又は郵送

2. 意見総数

4件

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

御意見の概要及び御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>技術的な内容はともかく、改正の背景については理解できます。</p>	<p>本改正案に対して肯定的なご意見として承ります。</p>
2	<p>案件番号 595121090 の改訂文にある、『JIS C 7550「ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性」の表 2 及び表 3 に掲げる「目及び皮膚に対する紫外放射傷害」リスクが免除グループであること。』について 上記は、JIS Z 8812-1987 の「表 1 TLV と相対分光有害作用」にある TLV 値に準拠したリスク分類と思われるが、JIS Z 8812 の TLV 値は、50 年以上前の数値であり、直近では下記理由欄記載のように、TLV 値の改訂が提起されています。TLV 値は安全設計の要となる数値であり、50 年以上前の数値を改訂しないのはバランスを欠く改訂といえます。 したがって、案件番号 595121090 は、最新の TLV 値の改訂とセットで行うことが必須の状況となっており、セットでの改訂を求めるものです。 ・理由 島根大学医学部眼科学講座の谷戸正樹教授・海津幸子助教らによる研究【プレスリリース】222nm-紫外線の眼に対する暴露限界値の検討と安全メカニズムの解明(//www.med.shimane-u.ac.jp/docs/2021033000018/)】にあるように、JIS Z 8812 の示す TLV 値より 2 桁以上緩和されることが報告されています。 さらに、文中には『現在、ACGIH は、UVC 領域の TLV を 50 年ぶりに改訂する作業を進めています。』とあります。</p>	<p>本改正案は、電気消毒器によって人体に危害を及ぼすおそれがないよう、安全上必要な技術基準を早急に整備するものです。 現行の JIS C 7550:2011「ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性」は IEC 62471:2006 に準拠した規格であり、ご指摘のありました JIS C 7550 の表 2 及び表 3 に掲げるリスクグループの分類につきましては、当該 IEC 規格の規定内容を踏まえて作成されています。 最新の研究結果によって、IEC 62471 が改訂された場合は、JIS C 7550 が改訂されるものと認識しておりますが、頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>『JIS C 7550「ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性」の表 2 及び表 3 に掲げる「目及び皮膚に対する紫外放射傷害」リスクが免除グループであること。』について、免除グループと判定するときの、JIS C 7550:2011 6.7 項(測定の不確かさ)の扱いの明確化を希望します。 ・理由 JIS C 7550:2011 には測定の不確かさの取扱いに関して以下の記載があります。 『6.7 項 測定の不確かさ 測定の不確かさを評価する場合には、次の範ちゅうの不確かさ寄与成分(標準不確かさ)を含める。』 また、JIS C 7550:2011 の解説には以下の記載があります。 『6) 測定の不確かさ(6.7) 測定結果の信頼性を明確にするためには、測定の不確かさを評価することが必要となるため、重要な不確かさの要因について 6.7 に示した。』 JIS C 7550:2011 においては、“測定の不確かさを評価する場合”と記載されており、必ずしも不確かさを要求しているとは読めません。他方、解説に記載がある通り、結果の信頼性を明確にするためには、測定の不確かさを評価する必要があると理解できます。 UV 光の測定は、技術的に大変難しいです。UV 光は使用する測定器の選択等が免除グループの判定に大きく影響します。よって、不確かさの取扱いが重要であると考えます。製造事業者が統一した理解の元で不確かさを算出し判定できるのかということ懸念します。不確かさを含めた判定は、不確かさの算出のレベル差に問</p>	<p>電気用品の技術上の基準を定める省令に基づき、電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがないよう設計される必要があります。 このため、ご指摘のありました JIS C 7550 箇条 6.7 に規定の「測定の不確かさ」につきましては、測定の不確かさを考慮し、より厳しい条件で評価した場合であっても同規格の表 2 及び表 3 に掲げる「目及び皮膚に対する紫外放射傷害」リスクが免除グループと判定できる必要があると考えております。</p>

	<p>題があると推測されるため、不確かさの考慮無しで免除グループと判定出来ることを希望します。</p>	
4	<p>JIS C7550 によると一般照明用以外のランプの評価距離は 200 mm となっている (4.3. b)。ランプからの光は一般的に広がり、距離が近づくに従って放射照度は大きくなる。200 mm 未満でリスクグループが免除グループにない製品が存在しており、この扱いはどうするのか？ 事故が起こってもよいと判断するのか？</p> <p>上記のような製品に対応するため、「200 mm よりも近接した条件においても免除グループ」と規定する必要があると考える。</p>	<p>本改正案は、器体外に直接殺菌灯の光線を照射する構造の電気消毒器について、人体に危害を及ぼすおそれのないよう、安全上必要な技術基準として、JIS C 7550 の表 2 及び表 3 に掲げる「目及び皮膚に対する紫外放射傷害」リスクが免除グループ（何らの光生物学的傷害も起こさないもの）であることを追加で引用するものです。こうした安全性の比較には試験の測定条件を一定とすることが必要であるため、JIS C7550 では、対応する国際規格 IEC 62471:2006 において定められた条件である測定距離 200mm に準拠しております。それに加え、殺菌灯から近接した場所においても人体に照射しないよう、機器の通電状況が目視確認できること、点灯中のランプを肉眼で直視しないこと、紫外放射を皮膚に当てないこと等の表示要求も併せて追加する改正案としております。</p>

ご意見ありがとうございました。